

第三弾 化粧品編

カンタン解説

薬機法とは？

医師を起用したPR手法のご提案

目次

- 01 薬機法ってナニ？
- 02 医師推薦の活用法について
(NG例&OK例)
- 03 違反事例
- 04 警告を無視し、違反をし続けると…
- 05 お任せください
- 06 お問い合わせ先



薬機法ってなに？

- ✓ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の「製造」「販売」「広告」などについてのルールを定めた法律です。
- ✓ 目的は消費者を守ること！
製造・販売に関わる事業者は、この法律を必ず守る必要があります。

例えば…

NG

病気が治る！



OK

健康管理に役立つ
サポート食品



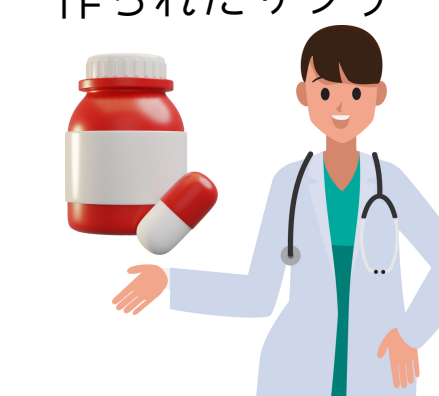
NG

医師がおすすめする
から絶対に効く!!

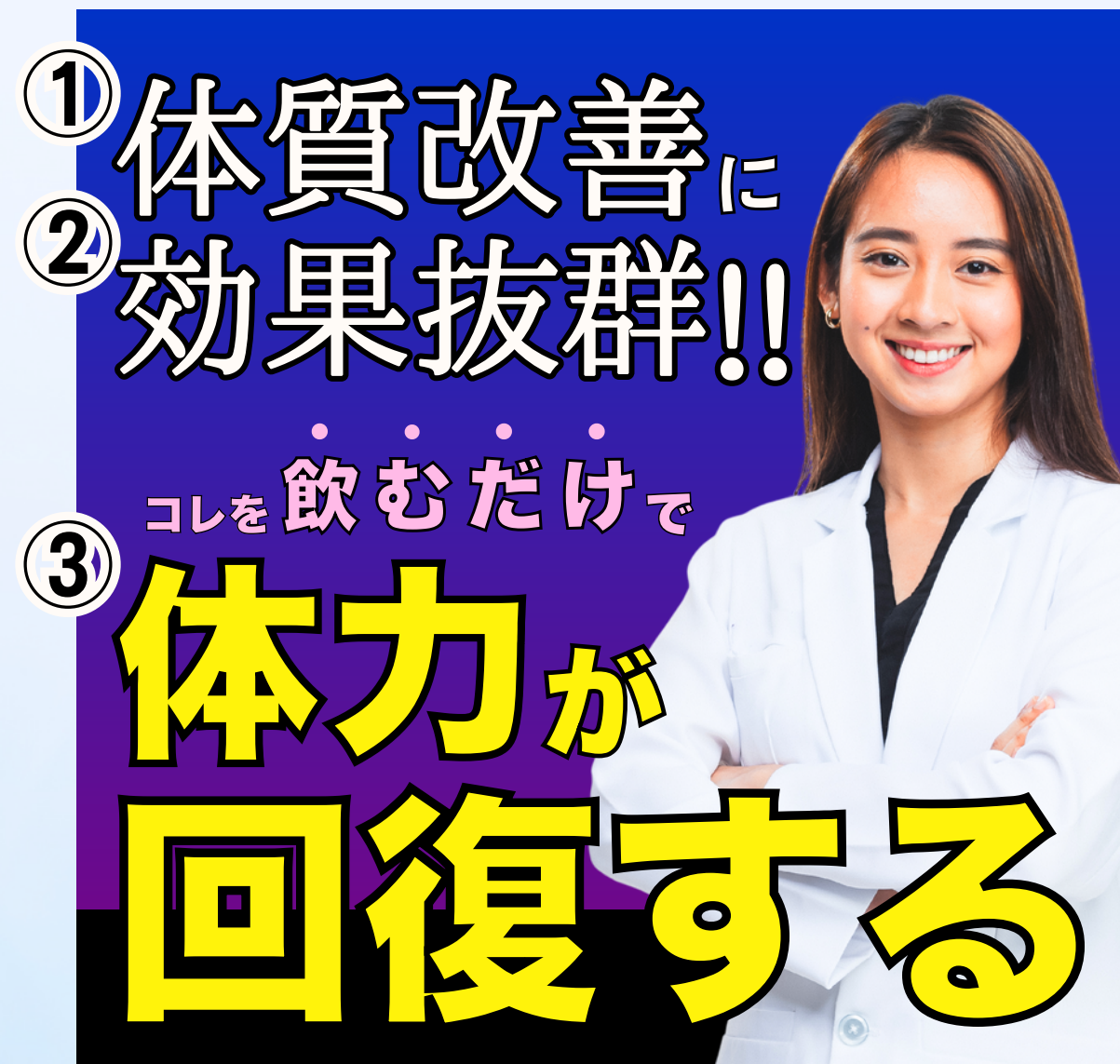


OK

医師監修
栄養指導を受けて
作られたサプリ



NG例



①体質改善

医薬品的効果を暗示させるのでNG!

②効果抜群

健康食品を逸脱した表現のためNG!

③体力が回復する

効果を断言しているのでNG!

OK例



④活動的な毎日のために

病的な健康状態に関係ない表現ならOK!

⑤体力づくりを支える

前向きな生活全般をサポートという表現ならOK!

⑥医師監修の体力ケア

医師が監修していることを伝えるのはOK!

最強スキンケア



シミが消える！

<事例>

最強スキンケア
シミが消える！



消費者庁から警告 ⚠

<ポイント>

シミが消える効果があるといった
直接的な改善効果を
謳うことは、**薬機法違反**に
該当します。
これにより、**消費者庁から警告**が
出されることになります。

消費者庁からの警告を無視し続けると…

- 1. 表現の自由が奪われる
 - 広告やLPを修正・削除命令されることも!
- 2. 売上に対して罰金(課徴金)あり
 - 数百万円~2,000万円以上の事例も…
- 3. 社名が公表されて信頼ダウン
 - 消費者庁HPで企業名+商品名が晒される
 - Yahoo!ニュースで拡散&炎上リスクも

ご覧いただきありがとうございました！

もしかすると、ご不安になられたかもしれません。

あるいは、大変そうだから「医師を起用したPR」は実施しないでおこう...

こんなことも感じたかもしれません。

でも、ご安心ください！

弊社は医師キャスティングの料金の範囲内で

「薬機法や景表法を専門とする弁護士」が

リーガルチェックや修正案などのご提示をさせていただきます。

ぜひ、お気軽にお問合せください。

お問い合わせ先は次ページ→ 7

お気軽にご相談ください!



株式会社 医師のとも PR部
女医プラス・医師プラス事務局



03-6459-3678



doctor.pr@ishinotomo.com



株式会社医師のとも

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-16-4 野村不動産渋谷道玄坂ビル2階
医師のともはMRT株式会社(証券コード6034)のグループ企業です。